

南林間南一条通り商店街 街づくり協定書

趣旨

第1条【協定書の目的】

本協定書は、南林間西地区地区計画の趣旨を踏まえ、南一条通り商店街における関係者の街づくりに対する意思の統一を図り、この地区の永続的な発展を願い、調和の取れた魅力ある街づくりを積極的に進めることを目的とする。

第2条【街づくりの基本方向】

本地区は、林間都市のイメージを受け継ぐ南林間のシンボルゾーンとして、周辺住宅の居住環境に配慮しつつ、良好で緑豊かな商業のまち並みを南一条通り商店街の特徴を生かしながら、次に掲げる基本方向のもとに形成する。

- ① 伝統と歴史を踏まえた、緑の多い落ち着いた雰囲気がただよう街づくり
- ② 建物の共同化や意匠・形態に配慮し、街路、店舗など全体としてバランスのとれた、質の高い街並み空間を創る街づくり
- ③ 安全で快適に楽しくショッピングできる街づくり
- ④ 華やかさ、賑わいなど常に楽しい演出がされていて、南一条会のオリジナリティの開発や多角的な情報の収集・発信を目指す街づくり
- ⑤ チャーミングで個性のある店舗のつながりを生かした街づくり
- ⑥ 人間優先の街路とし、緑と太陽のあふれる歩行者空間の創造の街づくり
- ⑦ 買まわり品、飲食、娯楽を加えた業種構成を図ると共に、地域的文化要素、情報的要素、レクリエーション的要素を持った地区型商店街としての魅力的な街づくり運営

第3条【適用区域】

大和市南林間一丁目1番地先より同7番地先までの南一条通り商店街に面する区域内において本協定を適用する。

第4条【有効期間】

本協定の有効期間は協定の発行の日から10カ年とし、有効期間の延長は協定者の7割の決議により継続することができるものとする。

協定事項

第5条【建築物の新築・増改築の場合】

1. 施主等関係人（テナントを含む）は、建築基準法に基づく確認申請書を提出する以前の段階で計画概要を街づくり委員会（以下「委員会」という。）に提出の上説明する事とする。

委員会は、事前調整の上、調和のとれた街づくりの方向づけを行う。

2. 前項の事前調整事項は次のとおりとする。

A. 建築形態に関する事項

イ) 壁面後退

南一条通りに面する1階部分の建物の壁を公道道路境界線から〈1メートル50センチ〉以上後退させる。

ロ) 建築物の色彩

原則として街区の調和のとれた色彩とする。

なお、建築物の外壁の基調色として、(財)日本色彩研究所配色体系のホワイト、ライトグレイ、グレイ、ベール、ライトグレイッシュ、グレイッシュの各トーンに分類される色調を推奨する。

ハ) 看板、広告物、日除け類

形態及び色・大きさ並びに取り付け位置等については、委員会と事前に協議し取り付けるものとする。

B. 建築用途に関する事項

建物1階正面(公道に面する)部分の用途は極力、物販・一般飲食店・サービス店・業務型店とし、南一条通り商店街にふさわしい店舗づくりをする。

第6条 【既存建物の改修・改装の場合】

1. 調和の取れた街づくりを推進するため、建物所有者等関係人は、極力改修・改装に努める事とする。

2. 改修・改装にあたっては、新築・増改築の場合に準じ、事前調整・協議を行うこととする。

第7条 【業種構成の多様化】

業種転換及び新規出店に際しては、極力、当商店街に不足している業種(特に物品販売業)の導入に努めるようにする。

第8条 【駐車場・駐輪場の確保】

自動車・自転車などは、公道上に駐車・駐輪することのないようにし、所定の場所を確保する。

その他

第9条 【委任】

本協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事、並びに、委員に関して必要な事項は別に定める。

附則

本協定は昭和63年9月6日より効力を発する。

本協定は平成10年9月6日より効力を発する。

本協定は平成11年6月22日より効力を発する。

本協定は平成22年4月27日より効力を発する。

本協定は令和7年5月15日より効力を発する。